

# やけののそよ風



No.8

令和4年6月 29日  
大阪市立焼野小学校  
校長 川辺 智久

## 13年目の創立記念日

本日、6月29日は、「焼野小学校の創立記念日」です。焼野小学校は、今年で13年目、12歳になります。今の6年生とちょうど同じ年になりますね。焼野小学校は、平成22年4月1日に茨田北小学校から分かれて誕生しました。

先日6月27日の児童朝会では、校長講話で焼野小学校にまつわるクイズを出しました。

平成22年11月13日(土) 開校記念式典



第1問 焼野小学校の創立記念日は、どうして6月29日になったのか。

第2問 焼野小学校の全校児童の数は、今は、362人ですが、焼野小学校ができたころの全校児童数は何人だったのか。

第3問 焼野小学校の中庭にある「ハナミズキ」の木は、焼野小学校ができた12年前には植えられていなかった。○か×か。

第4問 焼野小学校の名前の「やけの」は、学校がある町の名前ですが、この辺りの町の名前が、「やけの」と呼ばれるようになったのは、なぜか。

第5問 焼野小学校の現校長は6代目である。○か×か。

正解は、子どもたちに聞いてください。(覚えているかな。)



先日、本校の初代校長の豊田雅弘先生（現大阪市立佃小学校校長）に開校当初の話をお聞きすると、梱包された清掃用具が講堂に入れられたまま、ごみ箱がまったくなく当分の間は段ボールで代用、紅白幕や電話機など廃校になった学校のものを転用、図書の本や教材、給食の食器なども数が不十分・・・。教職員が連日夜遅くまで作業し、何とか間に合わせたとのことでした。校歌もなかったため、在校生や保護者から学校のイメージとなるキーワードを集め、当時の教職員の手で歌詞や曲がつくられました。

学校創立とともに立ち上がった焼野地域の連合町会も「自分たちの学校」という気持ちで、ともに歩みを進めていただいている。毎朝、子どもたちを見守っていただいている地域の方々にも、焼野小学校を大切に思ってくださっている方がたくさんおられます。子どもたち一人一人が「焼野小学校をもっと育てきな学校にしていきたい」という気持ちをもってくれたら、うれしく思います。

子どもたち一人一人が自分らしく、たくましく生き抜く力を身に付けるべく、今後も全教職員が一丸となって教育活動を推進してまいります。地域の皆様、保護者の皆様には、今後とも本校教育の充実と発展のために変わらぬご支援をいただきますようお願いいたします。



## 学校の「働き方改革」にご理解・ご協力をお願いします（再）。

「校長室だより」5月9日号でも書きましたが、学校の「働き方改革」にあらためてご理解・ご協力ををお願いします。

日本の教員は、総じて働きすぎと言われており、教員の過労死に関する報道を時折目にします。平成28年に文科省が実施した公立小中学校教員の「教員勤務実態調査」では、週20時間以上の過労死ラインを超える残業をしている教員は小学校教諭で33.5%、中学校教諭で57.6%に上りました。この調査では自宅に持ち帰って仕事をする時間は含まれておらず、それを加えれば実際の時間外勤務時間はもっと多くなります。同調査によれば、小学校教員では1週間当たりの学校内での労働時間が55～60時間の者が占める割合が最も多く、小学校の副校長・教頭に至っては60～65時間の者が最も多いとの結果だったそうです。労働基準法に定める法定労働時間の「週40時間」と比較すれば、「週60時間の勤務」がいかに働き過ぎの状態であるかがわかります。とはいえ、「週60時間の労働は民間企業でも珍しくない」というお声もあるかもしれません。しかし、学校の教員は、これだけ働いても法令に基づき残業代が支払われません。



教員が長時間労働を余儀なくされる原因として、「膨大な業務量」があります。授業の実施とそれに伴う準備、成績処理、各種行事の準備と実施、会議、研修など・・・、一つ一つ挙げればきりがないくらいの仕事に、日々追われています。それぞれの業務内容は軽微でも、すべてに対応するとなると大きな負担になります。まとまった作業時間が必要になるため、労働時間の増加につながっています。加えて、児童・生徒や保護者への対応が入ることもあり、そうなれば優先的に時間を確保することとなります。

このような教員の長時間勤務の実態から、これまでの働き方を見直し、限られた時間の中で、子どもたちに効果的な教育活動を行えるようにするために、学校の「働き方改革」が求められています。

大阪市においても令和元年12月に「学校園における働き方改革推進プラン」を策定し、教員の長時間勤務解消のための方向性をまとめ、教育委員会や各学校園において様々な取組を進めているところです。

教員の長時間勤務の解消により教員が子どもたち一人一人に寄り添うための時間を確保できる環境をつくるため、保護者・地域のみなさまにも、教員の長時間勤務の実態についてご理解いただくとともに、学校の働き方改革にご協力ををお願いいたします。

### 【教員の勤務時間】

- ・通常、午前8時30分から午後5時までです。

※法律の規定により、教員は時間外勤務を行っても、超過勤務手当は支給されません。

### 【これまでの取組】

- ・全ての小学校において平日の午後6時以降や、休日の電話について、音声ガイダンスによる対応を導入しています。
- ・8月15日前後や年末年始などにおいて、学校閉庁日（教職員が一斉に休暇を取得し学校に勤務しない日）の設定を行っています。

### 【今後の取組例】

これまでに、保護者・地域のみなさまのご理解・ご協力のもと、次のような取組を行っている学校があります。

- ・教員が地域行事に参加する際の時間や人数の見直し
- ・家庭訪問の希望制の導入や時間の見直し
- ・学校行事の見直し（学校行事にかける時間数の縮減など）など

本校においても、子どもと向き合う時間の確保、教員の健康保持及び長時間勤務の解消に向けて、積極的に取り組んでまいります。

なお、7月の学期末懇談会においても、設定時間（午後2時～5時）内の対応をお願いします。保護者の皆様のご理解とご協力ををお願いします。